

# 平成21年第2回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 平成21年 5月13日

招集の場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会(開議) 平成21年 5月13日(水) 9時 49分 宣告

会議録署名議員の氏名 1番 安部大助 議員 2番 前田芳樹 議員

## 1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	13番 吉田政司
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	14番 福田晃
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	15番 安部和子
		16番 松森豊

## 1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
副町長 門脇裕	農林水産課長 山崎龍一
教育長 藤田勲	下水道課長 中前千之
総務課長 渡部國彦	建設課長 井川寛
会計管理者 嶽野正弘	水道課長 大庭孝久
企画財政課長 齋藤福昌	総務学校教育課長 岩水守
税務課長 竹林行政	生涯学習課長 高梨康二
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 松井忠弘
福祉課長 村上静夫	五箇支所長 村上和弘
保健課長 阿部真澄	都万支所長 石川伸吉
環境課長 浅生久	行政係長 渡部誠
観光商工課長 池田高世偉	財政係長 鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会議務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 6 名

1、町長提出議案の題目

- 報告第 1号 平成 20 年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第 2号 平成 20 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第 3号 平成 20 年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 承認第 1号 平成 20 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
- 承認第 2号 平成 20 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について
- 承認第 3号 平成 20 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 4号 平成 20 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 承認第 5号 平成 20 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 6号 平成 20 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 7号 平成 20 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 承認第 8号 平成 20 年度隠岐の島町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 承認第 9号 平成 20 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 10号 平成 20 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承認第 11号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承認第 12号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議 第 52号 指定管理者の指定について

1、追加提出議案の題目

同意第1号 隠岐の島町監査委員の選任同意について

1、議員提出議案の題目

発議第2号 議会広報調査特別委員会の設置について

発議第3号 隠岐の島町医療対策特別委員会について

議事の経過

臨時議長（ 松 森 豊 ）

ただ今から、平成21年第2回隠岐の島町議会臨時会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 4 9 分 ）

これから本日の会議を開きます。

日 程 第 1、仮議席の指定

「仮議席の指定」を行います。

議席の指定は、議長の選挙が終了し就任されるまで、ただ今着席の議席を仮議席として指定いたします。

日 程 第 2、議長の選挙

「議長の選挙」を行います。

ご承知のとおり、議長選挙には、指名推選による方法と投票による方法がございます。

ここで議事運営の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催いたします。

（ 本会議休憩宣告 9 時 5 0 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9 時 5 0 分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 9 時 5 3 分 ）

選挙は、投票で行います。

この選挙の執行についての諸手続きは、隠岐の島町議会会議規則の規程に従い行います。

議場の出入り口を閉めます。

（ 議 場 閉 鎖 ）

ただ今の出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番：安部大助議員及び、2番：前田芳樹議員を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

( 投票用紙の配付 )

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

( 局長が議席番号及び氏名の点呼 )

( 全 員 投 票 )

投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

安部大助議員、前田芳樹議員、開票の立会いをお願いします。

( 開 票 )

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、うち有効投票15票、無効投票1票、有効投票のうち米沢壽重議員14票、高宮陽一議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、10番：米沢壽重議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

( 議場閉鎖解除 )

ただ今、議長に当選されました米沢壽重議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで当選人の発言を求めます。自席でお願いします。

10番( 米 澤 壽 重 )

謹んでお受けいたします。

臨時議長( 松 森 豊 )

以上で「議長の選挙」を終わります。

#### 1、臨時議長退任の挨拶

臨時議長( 松 森 豊 )

ふつつかな議事運営ではありましたが、議員各位の格別のご協力によりまして、新議長がめでたく選任されました。

心から祝意を表すると共に、議員各位に感謝申し上げまして、新議長と交替いたします。

ご協力ありがとうございました。

米澤壽重議長、議長席にお着き願います。

議長( 米 澤 壽 重 )

議長就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

今、私共のまちも少子高齢化が進んでおりまして、過疎化現象は深刻な悩みとなっております。そして、またご承知のように地域経済も大変冷え込んできており、多くの課題を抱えております。従いまして、私は議会の活性化を図りながら町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指し、全力をつくす覚悟でございます。

皆様方のご協力よろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、就任にあたりましての挨拶の言葉といたします。

議長( 米 澤 壽 重 )

暫時休憩します。

( 本会議休憩宣告 10時07分 )

本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 10時45分 )

本日の議事日程の追加について報告いたします。

追加議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 追加日程第1、議席の指定

「議席の指定」を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっていきますので、只今ご着席のとおり指定いたします。

## 追加日程第2、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から、1番：安部大助議員、2番：前田芳樹議員を指名いたします。

## 追加日程第3、会期の決定

「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

## 追加日程第4、副議長の選挙

「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法でございますが、指名推選による方法と投票による方法がございます。

ここで議事運営の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催いたします。

( 本会議休憩宣告 10時 48分 )

( 全員協議会開会宣告 10時 48分 )

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 10時 50分 )

選挙は投票で行います。

この選挙の執行についての諸手続きは、隠岐の島町議会会議規則の規程に従い行います。

議場の出入り口を閉めます。

( 議場閉鎖 )

ただ今の出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番：安部大助議員及び、2番：前田芳樹議員を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

( 投票用紙の配付 )

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

( 局長が議席番号及び氏名の点呼 )

( 全 員 投 票 )

投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

安部大助議員、前田芳樹議員、開票の立会いをお願いします。

( 開 票 )

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、うち有効投票15票、無効投票1票、有効投票のうち小野昌士議員14票、石田茂春議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、6番：小野昌士議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

( 議場閉鎖解除 )

ただ今、副議長に当選された小野昌士議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

**6番( 小 野 昌 士 )**

ありがとうございます。謹んでお受けいたします。

**議長（米澤壽重）**

小野昌士議員、就任のご挨拶をお願いいたします。

**6番（小野昌士）**

一言ごあいさつ申し上げます。

ご推挙いただきありがとうございます。精一杯がんばりたいと思います。

私も皆さんの力を頂きながら一生懸命、議会の秩序と活性化運営に向けて頑張りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

**議長（米澤壽重）**

以上で「副議長の選挙」を終わります。

ただ今から、暫時休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 10時58分 ）

本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時31分 ）

#### **追加日程第5、常任委員の選任**

「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、隠岐の島町議会委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

常任委員会を開催するため、本会議を暫時休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 13時32分 ）

**議長（米澤壽重）**

本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時43分 ）

各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、代表の方報告をお願いいたします。

**16番（松森豊）**

総務産業建設常任委員会の報告をします。

委員長に石田茂春議員、副委員長に遠藤義光議員が全会一致で決定いたしました。

**議長（米澤壽重）**

次に教育民生常任委員会から代表の方報告をお願い致します

**9番（高宮陽一）**

教育民生常任委員会の報告をいたします。

委員長に安部和子議員、副委員長に齋藤幸廣議員が全会一致で決定いたしました。

**議長（米澤壽重）**

只今、報告のとおり総務産業建設常任委員会委員長：石田茂春議員、副委員長：遠藤義光議員、教育民生常任委員会委員長：安部和子、副委員長：齋藤幸廣議員が選任されました。

以上で報告を終わります。

#### **追加日程第6、議会運営委員会委員の選任**

「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、隠岐の島町議会委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会を開催するため、本会議を暫時休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 13時46分 ）

**議長（米澤壽重）**

本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時49分 ）

先ほどの議会運営委員会の報告を代表の方お願いいたします。

**12番（池田信博）**

議会運営委員会の正副委員長の結果について報告いたします。

委員長に吉田政司議員、副委員長に平田文夫議員であります。

**議長（米澤壽重）**

只今ご報告のとおり、議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので報告いたします。  
議会運営委員会委員長：吉田政司議員、副委員長：平田文夫議員が選任されました。

以上、報告を終わります。

暫時休憩します。

( 本会議休憩宣告 13時51分 )

本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 13時53分 )

## 追加日程第7、隠岐広域連合議会議員の選挙

「隠岐広域連合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は投票で行いますか、指名推選といたしますか、お諮りします。

14番( 福田 晃 )

指名推選でお願いします。

議長( 米澤 壽重 )

指名推選というご意見ですが、これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「ご異議なし」と認めます。

隠岐広域連合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

指名については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

隠岐広域連合議会の議員には、5番：是津輝和議員、9番：高宮陽一議員、11番：遠藤義光議員、12番：池田信博議員、14番：福田 晃議員、16番：松森豊議員。

以上の6名を指名いたします。

ただ今、指名いたしました、5番：是津輝和議員、9番：高宮陽一議員、11番：遠藤義光議員、12番：池田信博議員、14番：福田 晃議員、16番：松森豊議員を隠岐広域連合議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認めます。

よって、ただ今指名した6名の議員が隠岐広域連合議会の議員に当選されました。

ただ今、隠岐広域連合議会の議員に当選されました6名の議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選した議員の発言を求めます。

順次、自席でお願いいたします。

#### 5番（ 是 津 輝 和 ）

4年間務めてまいりましたが引続き推挙いただきまして、ありがたく一生懸命務めますのでよろしくお願いいたします。

#### 9番（ 高 宮 陽 一 ）

3期目にして初めて広域へ出ることになりました。大変有難く頑張っていきたいと思えます。

これから隠岐病院も本格化してまいりますし、医療が大変重要な時期でございますので、精一杯頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 11番（ 遠 藤 義 光 ）

謹んでお受けいたします。一生懸命頑張っております。

#### 12番（ 池 田 信 博 ）

もう一回頑張って、やっていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

#### 14番（ 福 田 晃 ）

謹んでお受けいたします。

#### 16番（ 松 森 豊 ）

広域連合2期目になりますが、一生懸命務めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

#### 議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上をもちまして「広域連合議会議員の選挙」を終ります。

### 追加日程第8、議 案 上 程

「町長提出議案の上程」を行ないます。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第1号「平成20年度隠岐の島町一般会計繰越明許費計算書」から、報告第3号「平成20年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費計算書」までの報告案件3件、承認第1号「平成20年度隠岐の島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について」から、承認第12号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例の専決処分について」までの承認案件 12 件、及び議第 52 号「指定管理者の指定について」の計 16 件を一括して議題とします。

## 追加日程第 9、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただいま議題となりました16件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

ただ今、議長、副議長、そして常任委員会委員、議会運営委員会委員、また隠岐広域連合議会議員の選出がそれぞれ円滑に選任されましたが、どうかひとつ宜しく願います。

それでは本日提案させていただきました諸議案について、ご説明申し上げます。

報告第 1 号から報告第 3 号までの 3 件は、平成 20 年度の一般会計及び特別会計に係る繰越明許費予算の繰越計算書の報告であります。

平成 20 年度予算のうち、繰越明許費予算として計上いたしておりました、一般会計の未整備森林緊急公的整備導入モデル事業や隠岐島油槽所整備事業、地域活性化・生活対策臨時交付金事業及び定額給付金給付事業など 16 事業、そして、簡易水道事業特別会計の油井ミタヤ橋配水管移転事業及び下水道事業特別会計の油井ミタヤ橋下水管移転事業ほか 1 事業につきまして、別紙の繰越明許費繰越計算書のとおり、平成 21 年度に明許繰り越すことといたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

続きまして、承認第 1 号から承認第 10 号までの 10 議案につきましては、一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案であります。承認第 1 号の一般会計補正予算は去る 3 月 23 日に、承認第 2 号から第 10 号までのそれぞれの会計の補正予算につきましては、3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用して、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第 1 号の「平成 20 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算をそれぞれ 8,596 万円増額して、補正後の予算総額を 152 億 1,492 万 2 千円としたものであります。

補正の内容は、長期借入金の民間借入れ資金について、3 月 25 日の定時償還日に繰上償還するための償還金の増額であります。財源は、地方交付税の特別交付税を充当いたしました。

次に、承認第 2 号の「平成 20 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算からそれぞれ 1 億 6,920 万 8 千円を減額して、補正後

の予算総額を 150 億 4,571 万 4 千円としたものであります。

補正の主な内容は、災害復旧事業費の額の決定による減額や、特別会計の決算見込による一般会計からの繰出金の減額など、各事務事業の決算見込みによる不用額の減額であります。一方歳入では、国・県支出金、及び起債額の補正のほか、地方譲与税及び地方交付税などの額の決定による増額補正が主なものであります。

これらの決算見込みによる補正の結果、財源が捻出されたことから、基金の取り崩しを減額補正いたしました。

また、平成 20 年度中に事業が完了せず、支出が終わらない隠岐島油槽所整備事業などの事業 5 件の繰越明許費の予算を変更する「繰越明許費の補正」を行いました。

そして、歳入歳出予算の補正に伴いまして、町債の借入限度額を定める「地方債の補正」を行っております。

次に、承認第 3 号の「平成 20 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について」から承認第 5 号の「平成 20 年度国隠岐の島町民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について」までの 3 件は、国保事業勘定及び国保診療所 2 会計の補正予算であります。国保事業勘定会計の歳出では、療養給付費や高額療養費及び出産育児一時金等を実績により減額し、国庫補助金の償還金等を増額し、予算総額では減額補正としたものであります。

歳入では、県支出金が増額となりましたが、国庫支出金や一般会計及び財政調整基金からの繰入金は減額補正をいたしました。

診療所会計では、人件費及び医業費が見込みより減額となりましたので、一般会計からの繰入金を減額補正したものであります。

次に、承認第 6 号の「平成 20 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について」であります。災害復旧事業費及び水道施設整備費の額の決定により減額補正し、歳入では、財政調整基金の取り崩しなどを減額補正したものであります。

次に、承認第 7 号の「平成 20 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について」であります。公共下水道施設整備ほか漁業集落排水施設整備などの事業費の減額に伴い、地方債及び一般会計からの繰入金を減額したものであります。

また、施設整備費にかかる既定の繰越明許費の予算を変更する「繰越明許費の補正」と、歳入歳出予算の補正に伴いまして、町債の借入限度額を定める「地方債の補正」を行いました。

次に、承認第 8 号の「平成 20 年度隠岐の島町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）

の専決処分について」であります。医療給付費や医療支給費等を実績により減額し、国・県補助金償還金を増額し、全体では減額補正としたものであります。

歳入では、前年度繰越金が増額となっておりますが、支払基金交付金、国・県支出金及び一般会計繰入金については減額補正したものであります。

次に、承認第9号の「平成20年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」であります。医業費の実績見込みにより、減額補正したものであります。

次に、承認第10号の「平成20年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について」であります。健康審査等事業費の実績見込みにより、減額補正したものであります。

承認第11号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分」につきましては、平成21年度の地方税法の一部改正が、本年4月1日から施行されることに伴い、本町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。

今回の改正は、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の3年延長、及び固定資産税において土地の現行負担水準の3年継続などについて、所要の改正を行うものであります。

承認第12号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分」につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成21年2月12日に公布され、また地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。

今回の改正の主な内容は、介護納付金に係る課税限度額の引き上げと、2割減額の対象となる納税義務者の要件の見直しであります。

議第52号「指定管理者の指定について」につきましては、本町が津戸地区に設置しております、地域産物販売提供施設「産直問屋しおさい」の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この施設につきましては、昨年9月から10月にかけて行いました指定管理者の公募に応募者がなく、引き続き募集を行ってまいりましたが、この度、隠岐NPO法人準備会から申

請があり、審査の結果、適正な管理が見込めると判断し、候補者として選定するものであります。

なお、指定の期間につきましては、当該団体が公の施設の管理が初めてであることから、平成23年度末までの3年間といたしました。

以上、報告案件3件、承認案件12件そして指定管理者の指定に関します議案1件、あわせ16件の諸議案を上程させていただきますが、何卒慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（米澤壽重）**

以上で、提案理由の説明を終わります。

### **追加日程第10、質 疑**

「質疑」を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 14時10分 ）

（ 全員協議会開会宣告 14時10分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 15時21分 ）

以上で「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 15時21分 ）

（ 全員協議会開会宣告 15時21分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 16時47分 ）

お諮りします。

本日の会議を午後19時まで時間延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

「異議なし」と認め、本日の会議を19時まで時間延長することに決しました。

本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 16時47分 ）

（ 全員協議会開会宣告 16時47分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 17時02分 )

## 追加日程第11、討 論

「討論」を行います。

承認第1号「平成20年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について」から承認第12号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの承認案件12件、及び議第52号「指定管理者の指定について」の1件、計13件を一括して討論に付します。

まず、反対討論の発言を許します。

( 「なし」の声あり )

「反対討論なし」と認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

( 「なし」の声あり )

「賛成討論なし」と認めます。

以上で「討論」を終わります。

## 追加日程第12、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、承認第1号「平成20年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について」から、承認第12号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの承認案件12件を一括して採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立・全員であります。

従って、承認第1号から承認第12号までの12件は、原案のとおり承認されました。

次に、議第52号「指定管理者の指定について」を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立・全員であります。

従って、議第52号は原案のとおり可決されました。

以上で「採決」を終わります。

### 追加日程第13、隠岐の島町監査委員の選任同意

「隠岐の島町監査委員の選任同意について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松田和久 ）

追加提案をいたしました議案について、ご説明を申し上げます。

同意第1号「隠岐の島町監査委員の選任同意」につきましては、本町の監査委員の内、議会の中から選任される委員に齋藤昭一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（ 米澤壽重 ）

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、齋藤昭一議員の除斥を求めます。

（ 除 斥 ）

この際、「質疑」及び「討論」を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

「異議なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

同意第1号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立・全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり可決いたしました。

ここで、齋藤昭一議員の除斥を解除します。

（ 除 斥 解 除 ）

7番：齋藤昭一議員の除斥をお願いしておりましたが、ただ今、同意第1号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」は原案どおり可決いたしましたので、ご報告いたします。

ここで齋藤昭一議員の発言を求めます。自席でお願いします。

**7番（ 齋 藤 昭 一 ）**

大変な大役でございますが、得意な分野でございませぬが専門書を読みあさって勉強し、皆さんの期待に応えられるよう頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**議長（ 米 澤 壽 重 ）**

以上で「監査委員の選任同意について」を終わります。

**日 程 第 14、議員提出議案の上程及び審議**

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

ただ今、お手元に配付のとおり、議員提案として6番：小野昌士議員から、発議第2号「議会広報調査特別委員会の設置について」、発議第3号「隠岐の島町医療対策特別委員会の設置について」の2件が提出されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条の規定による、議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題と致します。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました議員提出議案の発議第2号「議会広報調査特別委員会の設置について」、提出者から提案理由の説明を求めます。

6番：小野昌士議員。

**6番（ 小 野 昌 士 ）**

本町の重要懸案事項促進のための調査及び議会の審議状況を周知し、住民の行政に対する理解を深め行政意識の高揚を図るため、隠岐の島町議会に「議会広報調査特別委員会」を委員定数6人として設置するよう議決を求める。

提出者 隠岐の島町議会議員：小野昌士、賛成者 隠岐の島町議会議員：石田茂春、安部和子、以上です。

**議長（ 米 澤 壽 重 ）**

以上で「提案理由の説明」を終ります。

お諮りします。

この際、「質疑」及び「討論」を省略したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

「異議なし」と認めます。

これより発議第2号の「採決」を行います。

この採決は、「起立」によって行います。

発議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立・全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

ただ今設置が決定いたしました「議会広報調査特別委員会の委員の選任」については、隠岐の島町委員会条例第6条第1項の規定により、議長においてお手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

続いて、発議第3号「隠岐の島町医療対策特別委員会の設置について」、提出者から提案理由の説明を求めます。

6番：小野昌士議員。

**6番(小野昌士)**

隠岐の島町の課題である医師招聘・病院建設について調査研究をし、医療の充実を図るため、隠岐の島町議会に「隠岐の島町医療対策特別委員会」を委員6名で設置するよう議決を求める。

提出者 隠岐の島町議会議員：小野昌士、賛成者 隠岐の島町議会議員：石田茂春、安部和子、以上です。

**議長(米澤壽重)**

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

お諮りします。

この際、「質疑」及び「討論」を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認めます。

これより発議第3号の「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立・全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

ただ今設置が決定いたしました「隠岐の島町医療対策特別委員会の委員の選任」については、隠岐の島町委員会条例第6条第1項の規定により、議長に於いてお手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

只今から、特別委員会を開催し正副委員長を選出してください。

暫時休憩いたします。

( 本会議休憩宣告 17時15分 )

本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 17時17分 )

**議長( 米 澤 壽 重 )**

各特別委員会の正副委員長の互選結果報告を代表の方願います

**11番( 遠 藤 義 光 )**

議会広報調査特別委員会から報告いたします。

委員長に高宮陽一議員、副委員長に安部大助議員に決まりました。

**議長( 米 澤 壽 重 )**

只今、ご報告のように議会広報調査特別委員会委員長に9番：高宮陽一議員、副委員長に1番：安部大助議員が選任されました。

続きまして、隠岐の島町医療対策特別委員会の報告をお願いします。

**3番( 平 田 文 夫 )**

隠岐の島町医療対策特別委員会は委員長に吉田政司議員、副委員長に齋藤幸廣議員に決まりました。

**議長( 米 澤 壽 重 )**

只今、ご報告のとおり隠岐の島町医療対策特別委員会の委員長に13番：吉田政司議員、副

委員長に4番：齋藤幸廣議員が選任されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

暫時休憩いたします。

( 本会議休憩宣告 17時21分 )

副議長( 小野昌士 )

本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 17時21分 )

## 日 程 第 15、議長の常任委員会辞退の件

「議長の常任委員会辞退の件」を議題といたします。

ただ今、米澤議長から議会運営の公平性を保持したいとの理由によって、常任委員を辞退したいとの申し出がありました。

ここで解釈を加えますが、議員は必ず1つの常任委員に就任する事を義務付けられてあります。議長も副議長も議員でありますので、委員会の構成にあたっては必ず何れかの常任委員に就任することになっております。

ただし議長の場合には、各委員会に出席して発言もできます。また議会全体をと統理するしくみになっておりますので、議会の同意を得て常任委員を辞退することもやむを得ないという行政実例に基づいて辞退することができるということです。

地方自治法第117条の規定によって、米澤壽重議長の退場を求めます。

( 議 長 退 場 )

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認めます。

よって、米澤議長の常任委員辞退を許可することに決しました。

米澤議長の入場を許可します。

暫時休憩いたします。

( 本会議休憩宣告 17時24分 )

議長( 米澤壽重 )

本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 17時24分 )

## 日 程 第 16、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全部議了いたしました。

本日はこれをもって散会し、平成21年第2回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 17時25分 )

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 21 年 5 月 19 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員